

VIII 参 考 資 料

- 1 平成26年度一般廃棄物処理実施計画
- 2 清掃事業年表

平成27年度一般廃棄物処理実施計画

第1部 ごみ処理実施計画

1 計画区域 岡山市全域

2 収集対象人口 716,649人

3 処理量

市内発生量 230,299トン

他の地方公共団体からの搬入量 0トン

処理量 230,299トン

4 ごみの排出の抑制及び資源化に関する事項

項目	概要
広報紙への記事の掲載	広報紙「市民のひろば おかやま」により、市民に理解と協力を呼びかける。
どーすりゃーええ？」の活用	ごみ減量・リサイクルガイド「どーすりゃーええ？」（日本語版・英語版・中国語版・韓国語版）を活用し、ごみの減量及び正しい出し方などについて理解を呼びかける。
東部リユースぷらざの活用	不用品の有効活用とリサイクル意識の普及向上を図る。 また、環境問題の学習、実践の拠点として活用する。
ごみ減量・リサイクル週間	5月30日の「ごみゼロの日」を中心として公民館講座を実施する。
マイバッグ使用の推進	毎月10日のノーレジ袋デーを実施し、マイバッグの推進を図る。
リサイクル推進員制度	町内会長の推薦により町内会単位に配置し、任期は2年とし、市と市民とのパイプ役として、減量化・資源化への協力・地域のリサイクル活動を行う。
分別の徹底	家庭ごみ組成分析を実施し、結果を公表するとともに、分別の徹底のための啓発活動、指導を強化する。また、不適正な分別排出物に対しては、注意シールを貼付して、適正排出を促す。
資源回収推進団体報奨金交付制度	子ども会・PTA・町内会などあらかじめ市へ登録した市民団体が、古紙類などの資源化物の回収を年4回以上行った場合、1kg当たり5円の報奨金を交付する。
ごみ収集ステーション等施設整備費補助金交付制度	ごみステーションの清潔保持、町の美化及びごみの効率的な処理のため、町内会等地域団体が自主的にごみステーションを整備する場合、設置費用を20万円を限度として補助する。
資源化物コンテナ収納物置設置費補助金交付制度	町内会等地域団体が資源化物コンテナを収納する物置を設置する場合、利用世帯数等に応じて、15万円を限度として補助する。
資源回収用物置設置費補助金交付制度	資源回収推進団体として登録している団体が、資源回収用物置を設置しようとする場合、設置費用を15万円を限度として補助する。
資源化物の拠点回収	資源化物・廃乾電池・体温計を西部資源回収所・当新田資源回収所・東部資源回収所・民間協力事業所で回収する。空き缶・ガラスびん・蛍光管・発泡トレイを本庁舎・区役所・ふれあいセンター・公民館等で回収する。蛍光管を登録電器店で回収する。ペットボトルをスーパー等で回収する。
生ごみ処理容器購入費補助金	一般家庭から出る生ごみの減量化や堆肥化を目的として、家庭用の生ごみ処理容器を購入する場合、補助金を交付する。
からす等防護ネット貸与	屋根がないことから、からす等によるごみの散乱被害のおそれがあるごみステーションを管理する町内会等に防護ネットを貸与する。
事業系廃棄物減量計画書	ごみの減量化・リサイクルを推進するため、条例に基づき、事業用大規模建築物の所有者に対し、事業系廃棄物減量計画書の提出を求める。
岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会	事業系一般廃棄物の減量化・資源化を推進するため、事業者団体・収集運搬事業者団体・資源化事業者団体を構成員とし、市及び関係事業者との意見交換並びに減量化資源化施策の企画調整を行う。
事業系ごみ減量化・資源化の手引	事業系一般廃棄物の減量化・資源化の手引きを作成し、配布する。
岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者等表彰	事業系一般廃棄物の減量化・資源化に取り組んでいる事業者を表彰する。
岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進研修会の開催	事業系一般廃棄物の排出事業者を対象として、事業系ごみの減量化・資源化の推進のための研修会を行う。
事業系ごみの資源物の分別徹底	分別徹底の指導を強化する。
岡山市エコ技術研究会	産・官・学・民の協働により、廃棄物処理・リサイクル技術の研究、廃棄物問題を中心とした環境問題に関する情報発信、市民啓発及び人材育成等を行う。
廃棄物教育	パンフレット「ミコロ・ハコロのごみと資源とわたしたち」を小学校4年生全員に配布する。
食品ロスの削減	「食品ロス削減啓発プログラム」を活用した啓発を行う。
4R推進事業	環境省の3R推進月間にあわせイベントで啓発を行う。
資源循環の啓発と推進	幼稚園・小学校・自治会等への出前講座を行う。
小型家電リサイクルの開始	レアメタルや貴金属などの埋もれた資源の有効活用等のため、店頭回収・拠点回収とイベント回収等の方法により使用済小型家電の回収を実施する。

5 ごみの分別区分並びに処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出されるごみ

種類	発生量 (t/年)	収集運搬		処分	
		主体	方法	主体	方法
可燃ごみ	123,683	市 (直営・委託)	ステーション方式 (週2回、旧建部町地域は週1～2回)	東部クリーンセンター 当新田環境センター 岡南環境センター 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	焼却 資源化
不燃ごみ	5,470		ステーション方式 (月1回)	東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 山上新最終処分場 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	破碎 焼却 埋立 資源化
粗大ごみ	1,129		戸別収集 (申込制)	東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	資源化
乾電池・体温計	122		ステーション方式 (月1～2回) 拠点回収	東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター 民間事業者	
缶	718				
びん	2,727				
古紙・古布	6,734				
ペットボトル	790				
てんぷら油	122				
発泡トレイ	14				
蛍光管	29				
プラスチック類ごみ (旧建部町地域)	20				
小型家電	350	認定事業者	拠点回収 イベント回収	認定事業者	
可燃ごみ	67	排出者	直接搬入	東部クリーンセンター 当新田環境センター 岡南環境センター 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	焼却 資源化
不燃ごみ	40			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 山上新最終処分場 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	破碎 焼却 埋立 資源化
粗大ごみ	2,152			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	資源化
資源化物	1,031			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	
合計	145,199				

※ 市民は、廃棄物又は再利用の対象となる物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

※ 岡山市久米南町衛生施設組合に搬入されるごみは、旧建部地域から排出されるごみとする。

※ 粗大ごみは、許可業者に直接搬入されるものを含む。

※ 認定事業者とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律で規定されている事業者をいう。

※ 数値は四捨五入により表示しているため、各数値の合計値は、合計の値と一致しない場合がある。以下同じ。

(2) 事業活動に伴って生じたごみ（ただし、産業廃棄物を除く。）

分別区分	発生量 (t/年)	収集運搬		処分	
		主体	方法	主体	方法
可燃ごみ	81,501	許可業者・排出者	戸別収集・直接搬入	東部クリーンセンター 当新田環境センター 岡南環境センター 岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター 民間事業者	焼却 資源化
不燃ごみ	2,259			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 山上新最終処分場 岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター 民間事業者	破碎 焼却 埋立 資源化
粗大ごみ	1,339			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター 民間事業者	
合計	85,100				

※ 資源化物の処理については、分別を徹底し、民間再生ルートを利用するものとする。

※ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(3) 他自治体から搬入されるごみ

種類	搬入量 (t/年)	収集運搬		処分	
		主体	方法	主体	方法
可燃ごみ	0	自己搬入	直接搬入	東部クリーンセンター	焼却 資源化

6 ごみ処理施設及び最終処分場の概要

(1) 焼却施設

施設名	所在地	処理能力(t/日)	処理方式
岡南環境センター	南区豊成一丁目4-1	220(110×2) 26	全連続燃焼式ストーカ炉 灰溶融炉(休止中)
当新田環境センター	南区当新田486-1	300(150×2)	全連続燃焼式流動床炉
東部クリーンセンター	東区西大寺新地453-5	450(150×3) 39	全連続燃焼式流動床炉 灰溶融炉
岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター	久米郡久米南町上神目31 3-6	13(13×1)	機械化バッチ燃焼式ストーカ炉

(2) 破碎施設

施設名	所在地	処理能力(t/日)	処理方式
東部リサイクルプラザ	東区西大寺新地453-5	58 (不燃40粗大18)	不燃・粗大ごみ：破碎・選別処理
西部リサイクルプラザ	北区野殿西町428番地2	26 (不燃20粗大6)	不燃・粗大ごみ：破碎・選別処理

(3) 資源化施設

施設名	所在地	処理能力(t/日)	処理方式
東部リサイクルプラザ	東区西大寺新地453-5	27	缶：機械選別 びん・古紙・古布：手選別 ペットボトル：手選別・圧縮減容
西部リサイクルプラザ	北区野殿西町428番地2	17	びん・古紙・古布：手選別 ペットボトル：手選別・圧縮減容
岡山市久米南町衛生施設 組合立クリーンセンター	久米郡久米南町上神目31 3-6	3	びん・缶：機械選別

(4) 最終処分場

施設名	所在地	埋立容量(m ³)	埋立対象物
山上新最終処分場	北区山上地内	450,000	焼却残渣・選別残渣・排水溝清掃 汚泥・不燃ごみ

7 産業廃棄物の受け入れ

市は、一般廃棄物の処理及び処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を行う。

8 一般廃棄物処理業(ごみの収集・運搬)の新規許可

現在、一般廃棄物処理業(ごみの収集・運搬)の許可業者は101社あり、既存の許可業者等によって事業系一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われてきており、事業系一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施させるためには、既存の許可業者のみに引き続きこれを行わせることが相当である。よって、当分の間、一般廃棄物処理業(ごみの収集・運搬)の新規許可は見合わせることにする。ただし、一般廃棄物の資源化を目的とする一般廃棄物処分量に伴う収集・運搬については除くものとする。

9 その他

本市のごみ処理を推進するための事業であって本計画で定める事業以外のものについては、本市のごみ処理基本計画の趣旨に合致する場合に限り、実施することができるものとする。

第2部 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理計画

(1) 計画区域 岡山市

(2) 処理形態別人口予測 (単位:人)

区 分	人 口
計画処理区域内	702,900
非水洗化	60,720
し尿収集	60,400
自家処理	320
水洗化・生活雑排水未処理	123,400
水洗化・生活雑排水処理	518,780
下水道	407,800
合併浄化槽	103,590
農業集落排水施設	7,390

(3) 処理主体

区 分	処理主体
合併処理浄化槽	個人等
農業集落排水施設	本市
下水道	本市・県

(4) 処理計画

ア 合併処理浄化槽で処理を推進する区域

下水道・農業集落排水事業の計画区域を除く岡山市全域

イ 農業集落排水施設で処理する区域

岡山市農業集落排水整備計画による計画区域

ウ 下水道で処理する区域

岡山市下水道事業全体計画による計画区域

2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 計画区域 岡山市

(2) 収集・運搬計画

区分	収集・運搬主体	収集区域	収集計画量 (kl/年)	収集回数	収集方法
し尿	直営	許可区域以外	3,500	原則として 月1回	戸別収集方式
	許可業者(7社)	御津・建部区域を除く業者ごと 許可した区域	41,200		
	許可業者(2社)	御津・建部区域	2,000	随時	
浄化槽 汚泥	許可業者(12社)	各許可区域(岡山区域についてはその全域。御津・建部・灘崎・瀬戸については各許可区域)	150,800	原則として 年1回以上	

※ 岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画により、岡山区域のし尿収集・運搬許可業者が有する許可車両を随時減車する。

(3) 処理計画

区 域	処 理 施 設
御津・建部	旭川中部衛生施設組合
西大寺・上道・瀬戸	神崎衛生施設組合
吉備・興除・福田・灘崎	備南衛生施設組合
上記以外	本市 ・一宮浄化センター ・犬島浄化センター ・当新田浄化センター

(4) 処理施設等の概要

① 処理施設

施 設 名	所 在 地	処理能力 (Kl/日)	処 理 方 式
一宮浄化センター	北区一宮217	300	標準脱窒素処理＋高度処理
神崎衛生施設組合	東区神崎町2676	180	膜分離高負荷生物脱窒素処理式 (生物脱窒素処理＋膜分離処理)
備南衛生施設組合	倉敷市茶屋町1919	80	標準脱窒素処理＋凝集沈殿＋オゾン処理 ＋砂ろ過＋活性炭吸着＋抗火石浸漬床
旭川中部衛生施設組合	北区御津鹿瀬650	42	標準脱窒素処理＋高度処理
犬島浄化センター	東区犬島179	0.35	生物脱窒素処理＋高度処理
当新田浄化センター	南区当新田488-4	70 (+100)	固液分離処理＋生物脱窒素処理 (H24.4.1より移動式脱水機を増設し100kl/日 分の能力を追加)

※ 当新田浄化センターについては、浄化槽汚泥の処理のみを行う。

② 貯留施設

施 設 名	所 在 地	容 量
阿津貯留槽	南区阿津大河原戻地先	108kl

2 清掃事業年表

年別	し尿	ごみ	一般
明治 大正		明29 邑久郡朝日村片岡氏に市内清掃を委託(年間250円)	明22 市制施行 6/1
		明33 市営にてじんかい収集を開始島田焼却場ができる(野天焼き)	明33 汚物掃除法施行 4/1
		明35 じんかい収集を民間業者へ委託	
	明39 ふん尿事件が起こる		
昭和 元々 39	昭5 し尿収集区域を6区に調整		
	昭7 し尿収集区域を5区に改め、月2回収集を開始	昭8 豊成じんかい焼却場完成(37.5t/日)	昭15 精霊送り開始
	昭23 し尿貯留槽設置(農産)		昭29 清掃法施行 7/1
	昭29 し尿料金制定36%→25円 10/4	昭31 ごみ手数料徴収	
	昭30 し尿業者を19社許可	昭35 豊成焼却場に半機械式バッチ炉が完成(60t/日)	昭34 衛生課から環境衛生課が独立
	昭33 平井貯留槽、けい船場完成 12/26	昭36 ごみ手数料一般家庭廃止 10/1	
		昭37 ごみステーション方式モデル地区(桶屋町、会長野村佐一郎)	
		昭38 借上業者による収集を一部開始一牧石、御野、小串、甲浦、浦安(岡山美装)	
		昭39 当新田半機械式バッチ炉完成(60t/日)	
	昭39 大掃除運動推進		
40	4/1 し尿料金改正36%→50円	環境整備優良地区を対象に市長感謝状贈呈を開始	12/2 清掃法一部改正
	4/ 備南衛生施設組合設立		
	10/1 し尿処理手数料集金業務開始		
41	5/25 1市4町し尿処理場完成(70 [*] 0.1% ⁰ /日)(神崎処理場)		5/1 第1、第2清掃事業所が環境衛生課から分離
	6/ 1市2町し尿処理組合設立(一宮処理場)		11/1 第3清掃事務所が環境衛生課から分離
	10/ 備南衛生施設組合し尿処理場完成(50 [*] 0.1% ⁰ /日)(清鶴苑)		

年別	し尿	ごみ	一般
41	12/5 し尿処理業者19社を2社に企業合同し、岡山清掃(株)と(株)岡山衛生センターを許可		
42	3/31 旭西浄化センターにし尿投入施設完成(110* ^{リツ} ノ ^{リツ} /日) 8/1 し尿収集区域割実施 11/1 し尿収集区域調整実施		7/1 機構改革により、民生局衛生部となる
43	3/31 1市2町し尿処理場完成(100* ^{ノ^{リツ}ノ^{リツ}} /日)	12/10 当新田半機械バッチ炉完成(150t/日)	
44	2/18 合併により許可業者3社となる 4/1 し尿収集区域調整実施 7/1 岡山清掃(株)が八見産業(株)と総合清掃(株)に分離し、許可業者は4社となる	2/18 西大寺市と合併 4/1 当新田(150t/日)焼却場稼働開始	
45	9/15 (株)岡山衛生センターから(有)岡北産業が分離し、許可業者は5社となる	4/1 ごみ処理手数料のうち焼却場へ自ら搬入したものを無料とする 4/1 豊成焼却場(60t/日)公用廃止 12/21 ごみの週2回収集を始める(約10,000世帯)	7/11 機構改革により、衛生局清掃部となる
46	1/8 合併により1市2町し尿処理場を一宮処理場と改称 1/8 合併により許可業者9社となる 3/8 合併により備南衛生施設組合の構成員となる 3/8 合併により許可業者10社となる 5/1 合併により許可業者11社となる 8/1 し尿料金改訂36 ^{ノ^{リツ}ノ^{リツ}} →100円	1/8 合併により辛香焼却場(5t/日)、今岡焼却場(5t/日)が岡山市の所管となる 3/8 合併により足守焼却場(8t/日)が岡山市の所管となる 6/1 借上業者として岡山環境整備工業所を指定 7/1 鮮魚卸売組合、小売組合による魚、アラ処理問題が起こるが焼却処分ができないと断る	9/24 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
47	4/1 企業合併により許可業者10社となる 12/22 正義し尿貯留槽(800* ^{ノ^{リツ}ノ^{リツ}})及びびけい船施設完成	6/1 ごみの週2回収集地区を拡大(約26,000世帯)	4/1 岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 4/1 第1～第3清掃事業所を第1～第3事業所と改称
48	3/17 し尿外洋投棄について和歌山県と岡山県の間で覚書締結	2/1 ごみの週2回収集地区を拡大(約28,400世帯)	4/2 機構改革により、環境衛生課が管理課となる

年別	し尿	ごみ	一般
48	4/1 し尿外洋投棄を開始、(株)玄洋社に委託(第11日進丸)	3/15 高松田中埋立処分地埋立開始 3/31 当新田粗大ごみ処理場完成 (50t/5H) 4/1 北幸田埋立処分地埋立開始 6/1 粗大ごみ収集を実施(直営区域の一部) 6/1 粗大ごみ処理場稼働開始	
49	3/30 岡山市外3町衛生施設組合し尿処理場が増設される(70 ^{キロリットル} /日→100 ^{キロリットル} /日) 3/31 第1事業所の新庁舎完成 4/2 し尿料金改訂基本制1戸1回→30円従量割36%→140円 6/1 し尿収集区域調整実施 6/25 外洋投棄使用船舶変更(第5玄洋丸)	10/31 豊成焼却場(37.5t/日)公用廃止	4/1 機構改革により、管理課から施設課が分離し、施設係と電気機械係の2係となり清掃部は2課3事業所となる
50	1/23 第1次赤潮訴訟事件(赤潮被害による損害賠償請求)が徳島地方裁判所へ提訴される 4/1 企業合併により許可業者9社50台体制となる 7/10 第2次赤潮訴訟事件が高松地方裁判所へ提訴される 10/22 外洋投棄船(第23玄洋丸999トン)が進水する	7/1 ごみの週2回収集地区を拡大(約43,300世帯→約29%実施) 8/25 ごみの週2回収集地区を拡大(約68,400世帯→約46%実施) 12/25 岡南環境センター着工(450t/24H)	5/1 機構改革により、清掃部が環境部と改称され、公害課が環境部の所属となる 5/23 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行(「合理化措置法」という) 5/29～5/30 全国都市清掃会議昭和50年度春季評議員会及び通常総会が岡山市で開催される
51	3/31 旭西浄化センターに前処理施設竣工 4/1 し尿投棄海域がB海域となる 6/2 下水道局長と(協)岡山市環境整備協会覚書締結合理化措置法の趣旨を尊重し下水道管渠の清掃業務委託(代替業務)提供を確認する 7/29 第1次及び第2次赤潮訴訟事件が高松地方裁判所へ併合決定される	2/10 岡南環境センター起工式(450t/24H) 3/28 ごみ週2回収集を市全域に拡大 3/31 足守焼却場中止	4/1 「廃棄物の処理を要しない区域」を変更し、処理区域を拡大 4/1 機構改革により、管理課が環境衛生課となり、墓地管理係、防疫係、東山斎場が環境衛生課の所属となる 4/20 環境部に豊成焼却場建設事務所を設置し、環境部は3課3事業所1事務所となる

年別	し尿	ごみ	一般
51	<p>9/13 台風17号が本市を襲い多数の浸水家屋を生じたがこのうち13,631戸の冠水便槽の緊急収集を実施した</p> <p>11/30 一宮し尿処理場前処理施設竣工</p> <p>12/21 備南衛生施設組合し尿処理場前処理施設竣工</p>		<p>12/10 機構改革により、環境部が環境事業部となる 環境衛生課から管理課が分離し庶務係、企画係、料金係となる 環境衛生課及び公害課は環境事業部から分離したため、環境事業部は2課3事業所1事務所となる</p>
52	<p>2/1 し尿料金改訂基本割</p> <p>1戸1回→60円 従量割36%→180円</p> <p>特別加算 1戸1回→100円 (ホース延長)</p> <p>し尿収集区域調整実施</p>	<p>4/1 古都南方最終処分場埋立開始</p> <p>9/ 第3事業所汚泥吸引車導入(1台)</p> <p>12/21～ 12/27 第1回「暮らしとごみ展」開催 (市庁舎市民ホール)</p>	<p>4/1 機構改革により、管理課が業務第1課と業務第2課に分離 業務第1課は管理係、業務係、料金係の3係、業務第2課は管理係、業務係の2係となる 豊成焼却場開設事務所が設置される 第1事業所から一宮浄化センターが分離独立する 環境事業部は3課3事業所2事務所1センターとなる</p>
53	<p>2/1 全市を対象として「し尿処理実態調査」を実施</p> <p>3/28 一宮浄化センター改装工事着工 (200キロリットル/日)</p>	<p>5/31 春秋の大掃除中止 (粗大ごみ収集地区拡大による)</p> <p>6/ 西大寺支所汚泥吸引車導入 (1台)</p> <p>6/26 分別収集の実施 「燃やせるごみ」 「燃やせないごみ」 「粗大ごみ」の3種分別</p> <p>※本庁管内(旭川東部全域、西部40%、牧石、白石、児島) 6支所</p> <p>7/1 豊成焼却場(岡南環境センター)試運転開始 (450t/24H)</p> <p>7/1 事業ごみ一廃処分手数料徴収実施 一般(許可、自己搬入) 100kg→300円 ※産廃(許可、自己搬入) 10kg→30円を 100kg→300円</p> <p>7/1 本庁管内全域へ粗大ごみ収集拡大(直営)、支所管内についても一部回数増加</p> <p>7/3 分別収集拡大 3支所(妹尾、興除、藤田) 約100,000世帯 (全市の約60%となる)</p> <p>9/1 三手最終処分場埋立開始</p> <p>9/ 第3事業所高圧洗浄車導入 (1台)</p>	<p>8/1 豊成焼却場開設事務所が岡南環境センターと改称され、管理係、業務係の2係を置く 環境事業部は3課3事業所1事務所2センターとなる</p>

年別	し尿	ごみ	一般
53		10/1 当新田半機械式バッチ炉(60t/日)公用廃止 12/14 撫川最終処分場埋立開始 12/20 岡南環境センター(450t/24H)竣工 ※分別収集に伴い祝日の一部の収集取り組み開始	
54	3/31 一宮浄化センター改装工事完了(200 ^{キロリットル} /日) 7/31 し尿海上中継輸送業務を廃止 8/1 し尿陸上中継輸送業務を開始 8/31 し尿外洋投棄業務を廃止 10/19 台風20号による2,236戸の冠水便槽の収集を実施した	2/2～2/7 第2回「暮らしとごみ展」開催(天満屋地下市民ギャラリー) 2/10 ごみステーション施設整備補助制度実施(1/2限度額3万円) 7/16 分別収集区域拡大(西大寺、上道地区)約120,000世帯(全市の約72%となる)	2/10 豊成焼却場建設事務所が廃止され、環境事業部は3課3事業所2センターとなる 5/10 一宮浄化センターが下水道局の所管となり、環境事業部は3課3事業所1センターとなる 8/1 業務第1課及び業務第2課の業務係が指導調整係と名称変更される
55	1/25 正儀貯留槽を撤去 3/25 平井貯留槽を撤去 7/1 し尿収集区域調整実施(業者区域のみ)及び許可車両台数変更(50台体制) 7～9月 し尿処理実態調査の補正調査を実施し、し尿料金制度の改訂に備えた 10/1 し尿料金制度に定額制を導入し、併せて定期収集制度を実施した 定額制 基本料金 基本割1戸月300円 人头割1人月250円 再収集料金 1回につき 300円 1人につき 130円 特殊便槽料金・・・1便槽1回につき300円(無臭便槽について加算) 従量制 従量割36 ^{リットル} までごとにつき300円 ※上記についてホース延長40mを超える場合は特別作業料金として100円加算 10/1 小型便槽改良助成制度を実施(56.3.31まで) 10/1 一宮浄化センターの旧施設に2次処理を増設(50 ^{キロリットル} /日)	4/1 ごみステーション施設整備補助限度額改正(3万円→3万5千円、統合・4万5千円の項を追加) 4/24～4/30 第3回「暮らしとごみ展」開催(天満屋地下市民ギャラリー) 4/～ 全市域不法投棄パトロール実施 10/ 三手最終処分場埋立完了 藤田最終処分場埋立開始	7/2 岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(し尿料金関係) 10/1 第1事業所に指導係を設置

年別	し尿	ごみ	一般
56	11/30 当新田貯留槽完成	4/ 藤田最終処分場埋立完了 6/15 山田最終処分場埋立開始 6/ 北幸田最終処分場埋立完了 7/ 撫川最終処分場埋立完了 8/27 コンパクター購入 (5,330万円 29.95t) 11/23 分別収集を市内全域実施	6/3 山田埋立管理事務所を設置し、環境事業部は3課3事業所1センター1事務所となる 11/21 第2事業所から岡南事業所を分離し、環境事業部は3課4事業所1センター1事務所になる
	1/31 当新田貯留槽使用開始	4/1 一般廃棄物処理手数料改正 (100* _円 につき300円→400円) 5/ 正儀最終処分場埋立開始	
	9/28 台風10号による854戸の冠水便槽の収集を実施した	4/ 分別収集PR映画製作	
		1/ 古都南方最終処分場埋立完了 3/31 辛香焼却場中止 3/ 空き缶プレス機購入 (牧石、弘西、浮田、財田、内山下、深砥各小学校) 第2事業所、岡南事業所	
		2/ 空き缶プレス機購入 (豊小学校) 3/31 今岡焼却場中止 6/ 空き缶プレス機購入 (高田小学校、福田支所)	
60	3/30 当新田浄化センター完成 (70* _{リットル} /日)		
	4/1 直営区域のし尿料金の集金制度を自主納付制度に変更		
	7/ 集中豪雨による2,708戸の冠水便槽の収集を実施した		
	8/3 赤潮訴訟事件の終了 (国、兵庫県、岡山市、高松市に対する訴えの取り下げ) 11/ 備南衛生施設組合し尿処理場更新 (50* _{リットル} /日→80* _{リットル} /日)		
61	4/1 自主納付制度に口座振替を導入	4/ 空き缶プレス機購入 (旭操小学校、西大寺、一宮、津高、高松、妹尾各支所)	
	9/16 岡山市し尿処理業合理化対策会議設置		
	11/20 し尿処理実態調査の実施	7/30～2/18 ごみ組成分析の体系的実施 10/20 家庭ごみアンケート調査の実施	
62	3/30 犬島浄化センター完工	3/31 今岡焼却場公用廃止	
	7/1 犬島浄化センター稼働開始		

年別	し尿	ごみ	一般
63	10/1 個人施策である減額措置を廃止	4/1 ごみステーション施設整備補助限度額改正(3万5千円→4万5千円、統合・4万5千円→5万5千円)	
		4/1 資源回収推進団体報奨金交付制度実施(1kg→4円)	3/31 岡山市一般廃棄物処理基本計画策定
		6/1 モニターによるコンポスト化調査	11/17 昭和63年度全国環境衛生大会が岡山市で開催される 11/18
		12/20～ 3/15 セスナ機によりごみの分別と資源化をPR	
元	4/1 消費税導入に伴い、し尿処理手数料を改正(人頭割1人月250円→260円、特殊便槽料金300円→310円、従量制36ℓまでごとにつき300円→310円)	3/4 ごみシンポジウム(岡南環境センター)	5/24～ 5/26 平成元年度全国都市清掃会議春季評議員会及び総会が岡山市で開催される
		4/1 生ごみ肥料化容器購入費補助制度実施(1基3,000円を限度)	
		4/1 一般廃棄物処理手数料改正(100* _円 につき400円→410円)	
		12/21～ 3/15 セスナ機によりごみの分別と資源化をPR	
2	3/17 (協)岡山市環境整備協会と代替業務提供についての合意書交わす ・許可台数50台を対象に代替業務提供 ・金銭補償額の算出協議	3/31 高松田中埋立処分場埋立完了	4/1 当新田新焼却場建設事務所が設置され、環境事業部は3課4事業所1センター1事務所(課相当)1事務所(課内室相当)となる
	4/1 足守支所管内のし尿処理を要しなかった区域の指定を一部解除	4/1 資源回収推進団体報奨金改正(1kg当たり4円→6円)	
	9/ 台風19号による1,496戸の冠水便槽の収集を実施した	4/1 津高地区の祝日収集開始(市内全域で祝日収集となる)	
		6/1 モニターにより、家庭用簡易焼却炉の効果の調査	
		7/1 資源回収用物置設置費補助制度実施(設置費の3分の2相当額で10万円を限度)	
		8/28 西畦最終処分場埋立開始	
		9/22 当新田環境センター着工	
		9/30 正儀最終処分場埋立完了	
		10/31～ 11/2 第4回「暮らしとごみ展」開催(市役所1階市民ホール)	

年別	し尿	ごみ	一般	
3	10/16 岡山市廃棄物処理懇談会(し尿処理部会)開催	6/1 山田最終処分場埋立完了 6/3 松ヶ鼻最終処分場埋立開始 7/14 富田牛乳パック・空き缶回収所開設(空き缶回収機2台設置) 8/20 家庭用簡易焼却炉設置費補助制度実施(設置費の2分の1に相当する額で1万5千円を限度) 9/2～10/14 玉野市へ焼却委託(1067.4t) 10/15 ごみ問題学習団体報奨金交付制度実施 10/30 ごみ減量化・資源化対策研究会設置 11/27 16mmフィルム・ビデオ「桃太郎のごみ減量化・資源化作戦」制作(平成4年1月全小学校にビデオを配布) 11/28 空き缶回収機を設置(西大寺支所、高松支所、出石小学校、芳田中学校) 11/末 小学校区に資源化物集積施設を設置(年度末51ヶ所)分別指導員を配置(年度末294人) 12/10 本庁に空き缶回収機を設置 12/ 松ヶ鼻最終処分場で鉄屑分別開始	6/1 第2事業所から粗大事務所を分離し、山田埋立管理事務所を廃止し、松ヶ鼻埋立管理事務所を設置する環境事業部は、3課4事業所1センター1事務所(課相当)2事務所(課内室相当)となる 11/1 「岡山市ごみ非常事態宣言」が発令される	
	4	4/1 し尿処理手数料改定定額制(基本割1戸月300円→340円)人頭割1人月260円→340円)、再収集料金(1回300円→340円、1人130円→170円)、特殊便槽料金(1便槽1回310円→390円)※特別作業料金(1戸1回100円→130円)従量制(36ℓまでごとにつき310円→390円)	3/1 牛乳パック・空き缶回収所を新保に変更(空き缶回収機2台移設)	2/28 岡山市ごみ非常事態宣言を平成6年3月まで延長 3/15 第3事業所が当新田に移転
			4/1 ごみステーション施設整備費補助限度額改正(4万5千円→7万円・統合5万5千円→8万円)	4/1 減量化推進室を設置し、施設課に計画係を第3事業所に管理係を置く環境事業部は、3課4事業所1センター1事務所(課担当)2事務所(課内室担当)1室となる
			4/1 生ごみ肥料化容器購入補助限度額改正(3千円→4千円)	
			4/1 資源回収用物置設置費補助金限度額改正(10万円→15万円)	7/4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行
		7/4 廃掃法改正により、し尿処理を要しない区域消滅	4/1 ごみ問題学習団体報奨金交付制度を補助金制度に改正	8/20 岡山市リサイクル推進員設置要綱施行(小学校区に5名以内)

年別	し尿	ごみ	一般
4		4/1 町内会用焼却炉設置費補助金交付制度実施(設置費の2分の1に相当する額で50万円を限度)	9/25 第1回ごみ減量化推進全国大会が岡山市で開催される 12/24 岡山市廃棄物処理懇談会開催(岡山市一般廃棄物処理基本計画の見直し)
		4/28 ごみ処理情報ネットワークシステム研究会議第1回開催	
		6/21 西大寺牛乳パック・空き缶回収所を開設(空き缶回収機を1台設置)	
		6/25 コンパクター購入(5,119万円、35t)	
		7/10 紙芝居を配布(保育園、幼稚園、小学校、児童館に配布)	
		7/16 松ヶ鼻最終処分場でサニーフォームシステムを試験的に実施	
		10/11 直営収集現場の土曜閉庁焼却場の隔週閉庁を施行	
		11/25 浦安・西大寺南小学校区で5種分別収集をモデル的に実施 12/8 大井会館に空き缶回収機を設置	
5	2/8 第1事業所増築工事完工	1/ 浅越最終処分場完成	1/25 松ヶ鼻埋立管理事務所を廃止し、浅越埋立管理事務所を設置
	8/4 岡山市廃棄物処理懇談会開催(し尿処理手数料改定)	1/23 松ヶ鼻最終処分場埋立完了	
		1/25 浅越最終処分場埋立開始	2/1 最終処分場建設事務所を設置
		4/1 足守支所管内の収集業務を支所総務民生課から第2事業所足守分室へ直営収集現場の土曜閉庁を本格実施	3/31 岡山市一般廃棄物処理基本計画策定 4/1 当新田新焼却場建設事務所を当新田環境センター開設事業所に改め足守分室(係相当)を設置 環境事業部は3課4事業所1センター1事務所(課相当)3事務所(課内室相当)1室となる
		8/25 大野学区で5種分別収集開始	
		11/ 雄神学区で5種分別収集開始 津高支所管内、一宮支所管内、高松支所管内、吉備支所管内、福田支所管内、妹尾支所管内、興除支所管内、藤田支所管内で5種分別収集開始	

年別	し尿	ごみ	一般
6	4/1 し尿処理手数料改定 定額制(基本割1戸月 340円→370円、人頭割1 人月340円→390円)、再 収集料金(1回340円→ 370円、1人170円→190 円) 特殊便槽料金(1便槽1 回390円→440円) 従量制(36%までごと につき390円→440円) ※特別作業料金(1戸1 回130円→140円)	1/ 当新田環境センター完成	2/1 当新田環境センター開設 事務所を当新田環境セン ターに改め、管理係と業務 係を設け当新田焼却場を 廃止
		2/ 上道支所管内で5種分別 収集開始	2/28 岡山市ごみ非常事態宣言 を平成8年3月まで再延長
		2/1 朝日学区、大宮学区、幸 島学区、太伯学区で5種 分別収集開始	3/15 5種分別収集事業推進協 力連合町内会交付金交付 要綱施行
		2/21 南輝学区で5種分別収集 開始	3/24 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例を改め廃棄物 の減量及び適正処理に関 する条例を制定
		3/18 旭竜学区で5種分別収集 開始	4/1 機構改革により環境事業部 を環境事業局に昇格し業 務部と施設部の2部体制と なる 県から移管された産業廃棄 物対策業務推進のための 産業廃棄物対策課の設置 保健所政令市移行に伴い 業務第1課に浄化槽係を設 置、業務第1課の管理係と 料金係を統合し総務係を 置く 施設課を環境施設課に名 称変更 業務第2課浅越埋立管理 事務所を環境施設課へ移 管 岡南環境センターの業務 係を業務第1係と業務第2 係に分割 環境事業局は2部4課4事 業所2センター3事務所(課 内室相当)1室となる
		4/20 石井学区で5種分別収集 開始 (プラスチック焼却モデル 地区)	
		4/23 東部資源選別所が完成	
		5/ 開成学区、政田学区で5 種分別収集開始	
		7/1 条例施行(100kgまでごと に410円を600円に改定、 犬・猫の死体1匹1,000円 を1,500円に改定)	
		7/20 陵南学区で5種分別収集 開始	
		8/17 御南学区で5種分別収集 開始	
		9/9 可知学区で5種分別収集 開始	
		9/12 東畦最終処分場埋立開 始	
	10/1 ごみ袋の透明化を実施		
	10/5 大元学区で5種分別収集 開始		
	11/1 芥子山学区で5種分別収 集開始	7/1 岡山市廃棄物の減量及び 適正処理に関する条例改 正施行 許可申請手数料の改定	
	11/10 富山学区で5種分別収集 開始	10/19 全国都市清掃会議第64回 ～20 企画委員会が岡山市で開 催される	
	11/11 伊島学区、三門学区で5 種分別収集開始 (プラスチック焼却地区)		
	11/17 福島学区、平福学区で5 種分別収集開始		
	11/23 西学区で5種分別収集開 始		
	11/25 平福学区、高島学区で5 種分別収集開始		
	12/8 古都学区で5種分別収集 開始		
	7/7 七夕集中豪雨による 1,564戸の冠水便槽の収 集を実施した		

年別	し尿	ごみ	一般
7		2/10 宇野学区で5種分別収集開始	1/17 阪神大震災(兵庫県南部地震)起こる し尿・ごみ収集支援隊の派遣 隊員18名、車両:し尿収集車1台、ごみ収集車4台、計5台を1月24日～28日神戸市へ派遣
		2/16 三勲学区で5種分別収集開始	
		3/3 幡多学区で5種分別収集開始	
		3/17 津島学区、御野学区で5種分別収集開始	4/1 機構改革により最終処分場建設事務所を廃止 環境事業局は2部4課4事業所2センター2事務所(課内室相当)1室となる
		3/31 東畦最終処分場埋立完了	
		4/1 処理施設での土曜閉庁実施	4/1 岡山市リサイクル推進員制度運営要綱施行(岡山市リサイクル推進員設置要綱廃止)
		4/12 内山下、深祇学区で5種分別収集開始	
		4/14 弘西、出石、南方学区で5種分別収集開始	
		5/5 浅越最終処分場埋立完了	5/8 浅越埋立管理事務所を廃止し、山上埋立管理事務所を設置
		5/8 山上最終処分場埋立開始	
		5/10 西大寺学区で5種分別収集開始	9/26 岡山市廃棄物処理懇談会設置要綱廃止
		5/25 竜之口学区で5種分別収集開始	10/17 岡山市廃棄物減量等推進審議会初会合 (岡山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理)の見直し及び空き缶等の投げ捨て等の防止策についての諮問) (H8.1/29答申)
		6/14 小串、甲浦学区で5種分別収集開始	
		6/16 豊学区で5種分別収集開始	
		7/3 財田学区で5種分別収集開始	
		7/5 芳明学区で5種分別収集開始	
		7/6 芳田学区で5種分別収集開始	
		8/9 芳泉学区で5種分別収集開始	
		8/23 牧石、牧山学区で5種分別収集開始	
		9/20 西畦最終処分場埋立完了	
	10/5 鹿田、出石、操南学区で5種分別収集開始		
	11/2 旭操学区で5種分別収集開始		
	11/17 岡山県適正処理困難指定廃棄物対策協議会設立総会		
	12/7 平井学区で5種分別収集開始		

年別	し尿	ごみ	一般
8	7/30 一宮浄化センターの改造工事着工	2/1 清輝学区・岡南学区で5種分別収集開始	3/31 ごみ非常事態宣言解除
		2/8 旭東学区・福谷学区で5種分別収集開始	4/1 機構改革により環境施設課内に最終処分場用地対策室を設置 環境事業局は2部4課4事業所2センター2事務所(課内室相当)2室となる 山上最終処分場に続く最終処分場に的確に対応するため、相当参与、参事の配置
		2/12 高田学区で5種分別収集開始	
		2/14 足守学区で5種分別収集開始	
		2/28 大井学区で5種分別収集開始	
		3/19 福浜学区で5種分別収集開始	
		3/22 岡山市環境美化条例公布(10/1施行)	
		3/31 岡山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定	
		3/末 5種分別収集全市域実施	
		7/1 ごみ処理手数料の改定(600円→900円)	
		7/3 岡山市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例公布(H9. 1/1施行)	
		9/11 西大寺小学校区でペットボトルのモデル回収スタート	
		9	
3/4～3/27 玉野市分焼却(492.9t)			
3/4～3/31 灘崎町分焼却(158.2t)			
4/1 消費税の税率改定及び地方消費税の創設に伴いごみ処理手数料を改正(900円→920円) ごみステーション施設整備費補助限度額改正(7万円→10万円)			
4/24 福島学区でペットボトル回収開始			
5/28 御南(一部)学区、西学区でペットボトル回収開始			
6/12～10/27 灘崎町分焼却(808.6t)			
7/9 浦安学区でペットボトル回収開始			
7/10 平福学区でペットボトル回収開始			
8/1 古都学区、開成学区、政田学区でペットボトル回収開始			
4/1 岡山市外3町衛生施設組合新処理施設竣工			

年別	し尿	ごみ	一般
9		8/15 朝日学区、大宮学区、幸島学区、太伯学区、豊学区でペットボトル回収開始 8/28 操南学区、操明学区でペットボトル回収開始 9/8 大元学区でペットボトル回収開始 9/8・22 南輝学区でペットボトル回収開始 9/11 富山学区でペットボトル回収開始 10/22 興除学区、曾根学区、東嶺学区、箕島学区でペットボトル回収開始 11/8 東部クリーンセンター着工 11/12 妹尾学区、藤田第1学区、藤田第2学区、藤田第3学区でペットボトル回収開始 11/14 可知学区でペットボトル回収開始 11/28 芥子山学区でペットボトル回収開始	
10	3/23 一宮浄化センターの改造工事完了 3/30 (協)岡山市環境整備協会への代替業務の一部を個別業者に振り替えて提供する確認書を協会と締結	3/19 西大寺生活環境センター完工 3/31 ごみ問題学習団体報奨金交付制度を廃止 7/23 福田学区でペットボトル回収開始 8/6・24 旭操学区、平井学区(一部)ペットボトル回収開始 8/23 竜之口学区でペットボトル回収開始 9/3 平井学区(一部)、中山学区、平津学区、馬屋下学区、桃丘学区、庄内学区、加茂学区、鯉山学区、吉備学区、陵南学区、(一部)、平島学区、御休学区、角山学区、浮田学区、でペットボトル回収開始 9/13 小串・甲浦学区でペットボトル回収開始 9/14 旭竜学区でペットボトル回収開始 9/16 財田学区でペットボトル回収開始 10/7～ 横井学区、馬屋上学区、野谷学区でペットボトル回収開始	4/1 機構改革により、環境施設課内の最終処分用地対策室を廃止し、最終処分場建設事務所を設置 環境事業局は、2部4課4事業所2センター1事務所(課担当)、3事務所(課内室相当)となる

年別	し尿	ごみ	一般
10		10/26～ 12/18 津山市分焼却(295.7t) 12/19 東部リサイクルプラザ着工	
11	4/15 し尿収集許可車両減車 勧告(許可業者4社) 5/1 し尿収集許可車両暫定 減車(4台) 12/7 (協)岡山市環境整備協会 と協定書及び覚書締結 ・合理化事業計画を策定 して転業支援のための代 替業務提供実施合意 ・毎年度代替業務及び受 託業者を決定して代替業 務を個別業者にすべて 提供	1/13 「リユースプラザおかや ま」開設 8/23 竜之口学区でペットボ トル回収開始 8/27 高島学区でペットボ トル回収開始 9/13 小串・甲浦学区でペット ボトル回収開始 9/14 旭竜学区でペットボ トル回収開始 9/16 財田学区でペットボ トル回収開始 10/8 宇野学区でペットボ トル回収開始 10/15 牧石・牧山学区でペ ットボトル回収開始 10/25 陵南・御南学区でペ ットボトル回収開始 11/5 幡多学区でペットボ トル回収開始 11/18 三勲学区でペットボ トル回収開始 2/14 旭東学区でペットボ トル回収開始	
12		5/30～ 長船町分焼却灰埋立開 始(468.28t) 12/1 戸別収集前の粗大ごみ 排出増加に対応するため 「岡山操車場跡地公園」 「妹尾汗入」「上道竹原」 「リユースプラザおかや ま」の市内4ヶ所に臨時排 出場所を3月末まで設置	
13		4/1 粗大ごみ戸別収集開始 4/1～ 3/31 長船町分焼却灰埋立 (324.83t) 6/1 東部リサイクルプラザ稼 働、愛称「さいせい岡山」 に決定 6/26 岡南環境センター改修工 事着手 改修工事内容 (排ガス高度処理施設整 備、灰固形化施設整備) 8/1 東部クリーンセンター稼 働 9/1 直管管内のプラスチック 焼却地区への拡大完了 同時に直管管内のペ ットボトルの資源化物とし ての収集地区拡大完了 9/8 東部リユースぷらざ開館	4/1 機構改革により環境事業局 を環境局に、業務部を環境 事業部に、施設部を環境施 設部に改称し、新たに環境 保全部を設置 環境事業局業務部環境総 務課を環境局環境総務課 に改める 保健福祉局保健部環境保 全課を廃止し、環境局環境 保全部に環境調整課及び 環境規制課を設置 産業廃棄物対策課を事業 部から環境保全部に改める ごみ減量課を改称し、環境 事業部に資源循環推進課 及び事業管理課を設置

年別	し尿	ごみ	一般
13	12/ 一般廃棄物処理基本計画策定	9/23 リユースプラザおかやま閉館	東部クリーンセンター建設事務所を廃止し、環境施設部に東部クリーンセンター及び東部リサイクルプラザを設置 環境総務課浄化槽係を廃止し、環境規制課浄化槽対策室を設置 環境局は3部7課4事業所3センター1プラザ3事務所(課内室相当)1室となる
		10/1 豊、山南学区をプラスチック焼却地区に変更	
		11/1 借上地区、支所管内全てをプラスチック焼却地区に変更	
		12/ 一般廃棄物処理基本計画策定	8/1 機構改革により環境事業部第2事業所粗大事務所を廃止し、環境事業部に粗大事務所を設置 環境局は3部7課5事業所3センター1プラザ2事務所(課内室相当)1室となる
			9/1 機構改革により第2事業所を中事業所に、岡南事業所を南事業所に改称 第3事業所を廃止し、新たに北事業所、資源事業所を設置 第1事業所に水路清掃事業所を、岡南環境センターに緊急環境対策室を設置 第2事業所足守分室を北事業所足守分室に改める 環境局は3部7課6事業所(課担当)3センター1プラザ1事業所(課内室相当)2事務所(課内室相当)2室となる
14	3/28 平成14年度包括外部監査の結果報告書が提出される(合理化措置法関連等)	4/1～ 町内会一斉清掃の収集委託を開始	4/1 機構改革により環境規制課浄化槽対策室を下水道普及管理課へ移管 産業廃棄物対策課に規制係、監理係の2係を置き、併せて県警OBによる産業廃棄物監視班を設置 環境局は3部7課6事業所3センター1プラザ1事業所(課内室相当)2事務所(課内室相当)1室となる
		4/11～ 長船町分焼却灰埋立(81.49t)	
		5/30 5/20 長船町分可燃ごみ焼却開始(2220.66t)	
		12/28 山上新最終処分場完成	
15	7/31 総合政策審議会岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会設置(「専門委員会」という) 11/18 専門委員会から「岡山市におけるし尿処理業合理化事業の論点整理について(報告)」が提出される	2/28 岡南環境センター再稼働	4/1 機構改革により事業管理課に指導対策係を新設し、北事業所足守分室(係相当)及び最終処分場建設事務所(課内室相当)を廃止 岡南環境センターの緊急環境対策室(課内室相当)を廃止し、業務係を新設 環境局は3部7課6事業所3センター1プラザ1事業所(課内室相当)1事務所(課内室相当)となる
		4/1～ 足守地区の焼却・埋立・資源化物収集の民間委託を開始(ペットボトルは拠点回収)	
		4/1 ごみステーション施設整備補助金交付制度と資源化物ステーション施設整備補助金交付制度を統合(限度額15万円)	
		4/1 倉敷市、山陽町分可燃ごみ焼却開始	
		4/10 御津町、加茂川町分可燃ごみ焼却及び灘崎町分不燃・粗大ごみ処理開始	

年別	し尿	ごみ	一般
16	1/27 専門委員会から「平成16年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書」が提出される	1/5 粗大ごみ個人持込の事前電話申込制度の開始	4/1 機構改革により環境施設課内にPFI推進班を新設
		3/31 資源回収推進団体報奨金交付制度のうち、平成10年度から加算していた追加報奨金制度を廃止	
	3/12 専門委員会から「岡山市の一般廃棄物処理業等合理化事業に関する最終提言書」が提出される	4/1 ごみ処理手数料改正(100kgまでごとにつき920円→10kgまでごとにつき130円)	
	3/25 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」承認	8/1 市役所本庁舎での雑紙回収を開始	
	4/1 し尿許可業者4社のし尿収集部門が、(株)レコルテに集約化され、し尿の収集・運搬の許可業者は、6業者となる	8/31 台風16号による被害(児島半島、西大寺地区他)	
	5/27 し尿収集許可車両13台廃車、平成11年度暫定減車4台とあわせて17台減車、6社33台体制となる	9/1 学校での雑紙回収を開始	
		10/5 倉敷市分災害ごみ(台風16号関係)焼却開始	
		10/25 玉野市・日生町分災害ごみ(台風16号関係)焼却開始	
	8/31 台風16号による535戸の冠水便槽の収集を実施	11/5 倉敷市分災害ごみ(台風23号関係)焼却開始	
	9/8 台風18号による56戸の冠水便槽の収集を実施	11/30 灘崎町分災害ごみ(台風23号関係)焼却	
9/29 台風21号による408戸の冠水便槽の収集を実施	12/1 市役所本庁舎で弁当容器のリターナブル化を実施		
10/21 台風23号による222戸の冠水便槽の収集を実施	12/27 津山市分災害ごみ(台風23号関係)焼却開始		
17		2/14 東部資源回収所・当新田資源回収所で平日の家庭から出される資源化物受け入れ開始	
		3/2 玉野市分災害ごみ(台風23号関係)焼却開始	
		3/10 建部町分可燃ごみ焼却	
	3/22 合併により御津町1社、灘崎町2社が許可を引き継ぎ、許可業者8社となる(内1社は岡山市と同一業者)	3/31 資源回収推進団体報奨金交付制度のうち、逆有償の鉄くず・スチール缶への加算報奨金制度を廃止	3/22 御津町・灘崎町と合併廃棄物完全受入処理開始
		空き缶・牛乳パック回収所、空き缶回収機(空かん鳥)での補助券交付を廃止	4/28～4/29 全国都市清掃会議中国・四国地区協議会総会が岡山市で開催される
		4/1 資源回収推進団体報奨金交付制度の1kg当たり交付金額を変更(6円→5円)	6/29 国連大学より岡山市域が「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する地域の拠点(RCE)に認定される
	4/1 産業廃棄物の一部受入開始		

年別	し尿	ごみ	一般
17	10/7 し尿処理手数料の生活扶助受給者への免除及び社会福祉事業を営んでいる者への減額廃止を告示(18年4月1日実施)	4/1 借上を改め委託とする	
		4/1 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者表彰制度開始	
		9/1 市役所本庁舎・西大寺支所・一部のふれあいセンター及び公民館(15館)での資源化物(缶・びん)回収を開始(日曜日月2回)	
		12/19 瀬戸町分可燃ごみ焼却開始	
18	4/1 し尿処理手数料の生活扶助受給者への免除及び社会福祉事業を営んでいる者への減額を廃止	3/17 山上最終処分場埋立完了	4/1 機構改革により部廃止環境調整課と環境規制課を統合し、環境保全課を置く 合併浄化槽推進室を下水道局普及管理課から環境保全課へ移管
		3/20 山上新最終処分場埋立開始	
		4/1 北、西大寺、富山、岡輝の4公民館で資源化物(缶・びん)回収を開始(15館から19館に)	
		4/1 粗大ごみ戸別収集の1度の申込個数を5個までから10個までに拡大	
		4/17 瀬戸町分可燃ごみ焼却	
		9/1 足守学区でペットボトルステーション回収開始	
19	1/22 合併により瀬戸町1社建部町2社が許可を引き継ぎ、9社となる(内2社は岡山市と同一業者)	3/ 一般廃棄物処理基本計画策定	1/22 瀬戸町・建部町と合併
		4/1 岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例施行	
		9/3 美化推進重点区域・路上喫煙制限区域が指定される	
		10/14 岡山市エコ・キッズフェア実施	
		10/18 環境消防水道委員会に家庭ごみ有料化についての市の案を公表	
		11/1 家庭ごみ有料化についてのパブリックコメントの実施・ホームページへの掲載	
		11/2 家庭ごみ有料化についてのアンケートの実施・発送	
		11/8 総合政策審議会環境安全部会にて意見聴取	
20		2/13 玉野市分可燃ごみ焼却	
		2/20 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進研修会の開催	
		3/5 モデル地区として西大寺南地区でざつがみの回収を開始	

年別	し尿	ごみ	一般
20	8/19 総合政策審議会岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会設置(「専門委員会」という)	3/13~17 環境消防水道委員会にて審議・継続審議となる 4/17 モデル地区として福島地区でざつがみの回収を開始 4/28 第一藤田学区にて第1回目の説明会実施 5/1 足守地区の焼却・埋立・資源化物収集について、条件付の一般競争入札を実施し、5年間の長期継続契約を締結 6/23~24 環境消防水道委員会にて審議・2度目の継続審議となる 7/22~25 合併地区での市民説明会実施 8/28 環境消防水道委員会協議会にて一部条例改正の一部改正案提出 9/12~16 環境消防水道委員会にて有料化が可決 9/18 9月定例会議にて可決 10/14~ 第2回目の説明会実施 12/1 古紙・古布、ペットボトルの月2回収集及び「ざつがみ」回収を全市で実施	
21	3/ 一般廃棄物(生活排水)処理基本計画策定 4/28 専門委員会から「平成21年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書」が提出される	1/15 有料化指定袋販売開始 減免措置受付開始 1/23~31 事前無料指定袋セットの各戸配布 2/1~ 家庭ごみ有料化制度スタート 4/1 てんぷら油の回収を全市で実施 8/1 減免措置受付 9/26~ 家庭ごみ有料化実施後の市民報告会を開催 10/31 10/1 美作市分災害ごみ(台風9号関係)焼却	4/1 政令指定都市移行機構改革により西大寺生活環境センターを西大寺事業所として編入
22	3/29 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」承認 4/1 瀬崎地区のし尿処理手数料を岡山市の料金に統一	2/1 御津・瀬崎・瀬戸地区有料指定袋統一 3/31 瀬戸クリーンセンター廃止 6/1 トレイ・蛍光管の拠点回収を全市で実施 7/15 草の無料化 超特小袋(5ℓ)導入	

年別	し尿	ごみ	一般
23		4/1 岡南及び当新田環境センター焼却残渣のセメント原料化事業開始 5/1 粗大ごみインターネット受付開始 5/1 粗大ごみふれあい収集開始	1/26～27 第32回全国都市清掃会議研究・事例発表会が岡山市にて開催される
24	3/2 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」の変更について承認 4/1 瀬戸地区のし尿処理手数料を岡山市の料金に統一 4/1 旭西浄化センター汚水処理機能停止	3/ 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 3/21 西部リサイクルプラザ整備・運営事業建設工事請負本契約 3/31 御津・加茂川環境施設組合解散 5/1 可燃ごみ等ふれあい収集開始 8/31 旭川中部広域ごみ処理協議会解散	
25	6/5 岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会設置(「専門審議会」とい 9/18 岡山県が「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」の変更について承認	4/1 ごみステーション等施設整備費補助金の対象を修繕、塗装まで拡大 資源化物コンテナ収納物置設置費補助金の対象を修繕、塗装まで拡大 5/1 足守地区の可燃・不燃・資源化物収集について、条件付の一般競争入札を実施し、5年間の長期継続契約を締結	
26	4/1 消費税の税率改定に伴いし尿処理手数料を改正 定額制(人頭割1人月400円→410円)、再収集料金(人頭割1人月200円→205円)、特殊便槽料金1便槽1回につき450円→460円) 従量制(36ℓまでごとにつき450円→460円) 4/30 専門審議会から「平成26年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書」が提出される	4/1 条例施行(犬・猫の死体1匹1,500円を1,540円に改定) 10/1 資源化物全品目月2回ステーション収集開始	10/1 機構改革により資源事業所を廃止 10/1 機構改革により新保資源選別所を廃止
27		1/4 西部リユースぶらざ開館 1/5 西部リサイクルプラザ稼働 1/5 小型家電の回収開始 4/1 旧粗大事業所収集地区につき粗大ごみ戸別収集の民間委託の開始	4/1 機構改革により粗大事業所を廃止